（地方農政局の経営・事業支援部並びに農地政策推進課並びに訟務官及び管理官の所掌事務の特例）

5　当分の間、第百六十四条第二十一号中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項に規定する土地等（以下「旧法国有農地等」という。）」と、第百九十二条第三号及び第百九十七条第三項中「国有農地等」とあるのは「国有農地等及び旧法国有農地等」と、同条第五項中「国有農地等（国庫帰属農地を除く。）」とあるのは「国有農地等（国庫帰属農地を除く。）及び旧法国有農地等」とする。

（設置期間の特例）

6　（略）

7　第七条第一項の原子力災害対策専門官、第二十条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第三十一条第一項の生産専門官のうち一人、第三十七条第一項の生産専門官のうち一人、第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうち一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第四項の農村復興指導官、第二百十八条第三項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

8　第四十六条第一項の消費税対策官及び第五百三十四条第八項の水産流通電子化推進専門官は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

9　（略）

10　第五条第一項の企画官のうち六人、近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、北海道森林管理局に置かれる第四百八十五条第一項の森林整備第一課の企画官並びに東北森林管理局、関東森林管理局及び近畿中国森林管理局に置かれる同項の森林整備課の企画官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十四号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日

経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経営力向上設備等の要件）	（経営力向上設備等の要件）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共	2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共